

「国と地方の協議」(平成25年秋)新たな規制の特例措置に関する協議結果

総合特区名	提案事項名	整理番号	提案事項の具体的内容	政策課題	根拠法令	回数	担当省庁の見解担当省庁の見解記入欄							
							担当省庁	担当部署	根拠法令など	対応	実施時期	スケジュール	根拠法令や規制の趣旨	担当省庁の見解 (自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、考え得る代替措置や対応策等を含む)
奈良公園観光地域活性化総合特区	文化財保護法第125条の史跡名勝天然記念物に係る現状変更許可の権限委譲(文化財保護法施行令第5条第4項第1号又の規定の管理計画策定による対象行為の拡大)	4102-1	史跡名勝天然記念物の現状変更許可において、管理計画の策定により、文化財保護法第184条第1項第2号に係る現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を、県へ権限委譲できるよう規制緩和し、県が迅速な許認可を行うことで、申請者の負担軽減を図る。ひいては、奈良公園の観光振興および受入環境の充実につながる。なお、奈良県は文化財の専門機関である権原考古学研究所を設置しており、文化財に対するノウハウを持っている。また、規制緩和に伴い、新たに諮問機関を設置し、適正な事務処理を行う。	特別天然記念物春日山原始林における植樹や鹿柵の設置など奈良公園の資源の維持・利活用に向けた整備や奈良公園周辺の民間宿泊施設のバリアフリー化など潜在型観光の推進に向けた受入環境の整備において、文化財保護法第125条に規定による史跡名勝天然記念物の現状変更許可が必要となる。この現状変更許可において、許認可に不足の日数を要するため、申請者の負担が大きい。ついで、文化財保護法第184条第1項第2号および文化財保護法施行令第5条第4項第1号の規定を改正し、管理計画策定により、全ての行為を県で許認可できるよう緩和して頂きたい。	文化財保護法第125条(史跡名勝天然記念物の現状変更許可) ・文化財保護法第184条第1項第2号 ・文化財保護法施行令第5条第4項第1号又	1回目	文部科学省	文化庁・記念物課	文化財保護法第125条(史跡名勝天然記念物の現状変更許可) ・文化財保護法第184条第1項第2号 ・文化財保護法施行令第5条第4項第1号又	D	適宜	適宜	文化財保護法第125条(史跡名勝天然記念物の現状変更許可) ・文化財保護法第184条第1項第2号 ・文化財保護法施行令第5条第4項第1号又	文化財保護法施行令第5条第4項1号又の規定は多くの事案を対象とすることができるので、この規定を使うことを前提に同号又の「管理のための計画」の策定に向け具体的に奈良県と今後協議していくこととなった。
奈良公園観光地域活性化総合特区	文化財保護法第125条の史跡名勝天然記念物に係る現状変更許可の権限委譲による事務の迅速化(文化財保護法施行令第5条第4項第1号イ〜リの規定の軽微な行為の追加)	4102-2	史跡名勝天然記念物の現状変更許可において、軽微な行為を拡大し、県へ権限委譲できるよう規制緩和し、県が迅速な許認可を行うことで、申請者の負担軽減を図る。ひいては、奈良公園の観光振興および受入環境の充実につながる。なお、奈良県は文化財の専門機関である権原考古学研究所を設置しており、文化財に対するノウハウを持っている。また、規制緩和に伴い、新たに諮問機関を設置し、適正な事務処理を行う。	バスターミナルの整備など奈良公園の資源の維持・利活用に向けた整備や宿泊施設の新築など潜在型観光の推進に向けた受入環境の整備において、文化財保護法第125条に規定される史跡名勝天然記念物の現状変更許可が必要となる。この現状変更許可において、許認可に不足の日数を要するため、申請者の負担が大きい。ついで、文化財保護法施行令第5条第4項の規定を改正し、軽微な行為を拡大し、県で許認可できるよう緩和して頂きたい。	文化財保護法第125条(史跡名勝天然記念物の現状変更許可) ・文化財保護法施行令第5条第4項 ・文化財保護法施行令第5条第4項第1号	1回目	文部科学省	文化庁・記念物課	文化財保護法第125条(史跡名勝天然記念物の現状変更許可) ・文化財保護法施行令第5条第4項 ・文化財保護法施行令第5条第4項第1号	A-2	平成26年度中	平成26年度中	文化財保護法第125条(史跡名勝天然記念物の現状変更許可) ・文化財保護法施行令第5条第4項 ・文化財保護法施行令第5条第4項第1号	施行令第5条第4項第1号イ〜リの範囲を拡大する。また、権限移譲先を現行の市ではなく、特定の場合は県でも許可できるよう、同令を改正する。
奈良公園観光地域活性化総合特区	電線共同溝法第2条の読み替えによる都市公園の園路における電線共同溝の整備推進	4104	電線共同溝法の規定による電線共同溝の整備にあたり、道路法による道路だけでなく都市公園法の園路を整備できるよう緩和を行うこと。この緩和を行うことにより、都市公園における電線の地中化が見込まれる。ひいては、奈良公園における眺望景観の保全につながる。なお、奈良県は電線共同溝の独自取り組みに記載しているとおり、「鹿ゾーン」と称し、天然記念物「奈良のシカ」の交通事故防止のため、園内への流入抑制などを行うこととしている。これは、奈良公園の目指す方向を示した「奈良公園基本戦略」(申請書添付の参考資料4)にも整理している施策である。	現行では道路法の道路のみが対象となっているが、電線共同溝の占有予定者など民間事業者等との建設負担金を規定が無いため、事業が進まない。ついで、電線共同溝の整備等に関する特別措置法第2条を改正し、都市公園の園路で整備出来るよう緩和して頂きたい。	電線共同溝の整備等に関する特別措置法第2条	1回目	国土交通省	都市局 道路局	電線共同溝の整備等に関する特別措置法第2条	D	-	-	電線共同溝の整備等に関する特別措置法第2条において「道路」とは、道路法による道路と規定している。	都市公園法に基づく園路であっても、都道府県又は市町村において道路法上の道路として認定することで電線共同溝法の適用が可能であることから、現行法で対応可能なものである。なお、都市公園法第5条の2に基づき、都市公園法上に基づく園路であり、かつ道路法上の道路である兼用工作物として運用されるものは多数存在しているところ。また、道路法上の道路としての認定を行わない場合においても、都市公園法において電線の地下における占有は認められていることから、奈良県が目的とする「電線の地中化を図り、奈良公園の眺望や景観の保全を図る」ことは、現行法で対応可能なものである。

「国と地方の協議」(平成25年秋)新たな規制の特例措置に関する協議結果

総合特区名	提案事項名	整理番号	指定自治体の回答 【指定自治体の回答における対応欄内容】 a:了解 b:条件付き了解 c:受け入れられない d:その他		内閣府整理 【整理フラグ欄内容】 i:取組を実現するため、法令等の措置を行うことについて国と地方で合意に至ったもの ii:取組を実現するため、法令等の措置を行うという方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの iii:現行制度においても取組の実現が可能であることについて国と地方で合意に至ったもの iv:自治体は省庁から提示された見解を受け入れたが、必要が生じた場合に改めて協議を行うもの v:一旦協議を終了し、再提案に向けて提案者側で再検討を行うもの vi:国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの	
			対応	理由等	内閣府コメント	内閣府整理
奈良公園観光地域活性化総合特区	文化財保護法第125条の史跡名勝天然記念物に係る現状変更許可の権限委譲(文化財保護法施行令第5条第4項第1号又の規定の管理計画策定による対象行為の拡大)	4102-1	a	現行法令等で対応可能との回答を踏まえ、文化財保護法施行令第5条第4項1号又の「管理のための計画」の策定について、また、又の規定による権限委譲の対象行為について、今後も個別に協議させて頂きたい。	自治体の要望は実現可能となったため協議終了。文部科学省及び奈良県は「管理のための計画」策定に向けて具体的な協議を行うこととする。	iii
奈良公園観光地域活性化総合特区	文化財保護法第125条の史跡名勝天然記念物に係る現状変更許可の権限委譲による事務の迅速化(文化財保護法施行令第5条第4項第1号イ〜リの規定の軽微な行為の追加)	4102-2	a	文化財保護法施行令の改正に向け、対象行為の確立に県としても最大限協力させていただきますので、早期に施行令改正ができるような対応をお願いします。	自治体の要望は実現可能となったため協議終了。文部科学省は可能な限り早期に措置を講ずること。	i
奈良公園観光地域活性化総合特区	電線共同溝法第2条の読み替えによる都市公園の園路における電線共同溝の整備推進	4104	a	現行法令等で対応可能との回答を踏まえ、事業の推進方法を検討させていただきます。	自治体の要望は現行法にて対応可能との見解が示され、自治体も了承したため協議終了。今後は自治体において具体的な事業の推進方法を検討することとする。	iii

「国と地方の協議」(平成25年秋)新たな規制の特例措置に関する協議結果

総合特区名	提案事項名	整理番号	提案事項の具体的内容	政策課題	根拠法令	回数	担当省庁の見解担当省庁の見解記入欄							
							担当省庁	担当部署	根拠法令など	対応	実施時期	スケジュール	根拠法令や規制の趣旨	担当省庁の見解 (自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、考え得る代替措置や対応策等を含む)
奈良公園観光地域活性化総合特区	古都保存法第8条の特別保存地区内における行為制限の緩和による鹿苑整備の推進	4105	歴史的風土特別保存地区内において、天然記念物である奈良のシカを保護・育成する建築物の新築を天然記念物の保存のために必要な建築物として新築が可能となるよう規制緩和を行うこと。ひいては、天然記念物奈良のシカの適切な保護・育成に寄与し、奈良公園の観光振興につながる。	現行では建築物の新築には厳しい規制が課せられているが、鹿苑の老朽化への対応および体験学習機能を有する施設の建設が進まないことが課題となっている。ついで、古都における歴史的風土の特別措置法施行令第6条第1項を改正して頂き、文化財保護法に規定される史跡名勝天然記念物の保存のために必要な建築物の新築として整備出来るよう緩和して頂きたい。	古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第8条・古都における歴史的風土の特別措置法施行令第6条第1項	1回目	国土交通省	都市局公園緑地・景観課 景観・歴史文化環境整備室	古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第8条 ・古都における歴史的風土の特別措置法施行令第6条第1項	D	-	-	わが国固有の文化的資産である古都(京都、奈良、鎌倉等10都市)の歴史的風土を保存するため、歴史的風土特別保存地区において、建築物等の新築、宅地の造成、木竹の伐採及び土石の類の採取等について府県知事の許可制として厳しく制限し、その許可基準についても法令上で限定して規定している。	古都保存法第8条の行為制限の許可基準は、古都保存法施行令第6条において定められており、天然記念物の保存のために必要な建築物の新築については、その規模、形態及び意匠が、当該新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における歴史的風土と著しく不調和でないことが許可の基準となっている。したがって、天然記念物である奈良のシカを保護・育成等する建築物の新築については、当該基準を満足すれば、現行制度においても実施可能である。
						2回目								
奈良公園観光地域活性化総合特区	都市公園法第16条に規定される都市公園の保存要件の緩和	4106	総合特区の指定エリアには、都市公園奈良公園と東大寺旧境内地など社寺の史跡旧境内地が重複している場所が多数存在する。この旧境内地において、往時を偲ぶ歴史的建造物となる宗教施設を社寺が建立することは観光振興に大きく寄与する。しかし、現行の都市公園法第16条ではみだりに廃止することはできないと規定されている。このため、以上の行為が可能となるよう、都市公園法第16条に規定される都市公園の保存要件の緩和を行うこと。この規制緩和が実現すれば、学識経験者や文化庁を含む委員会で境内地整備計画を策定しており、往時のしるし建造物の整備が見込まれる。ひいては、奈良公園の観光振興につながる。	社寺地と都市公園が一体的に構成される奈良公園において、都市公園区域内における文化財保護法に規定される境内地の整備が進まないことが課題となっている。ついで、都市公園法第16条を改正し、都市公園の保存要件を緩和して頂きたい。	都市公園法第16条	1回目	国土交通省	都市局公園緑地・景観課 景観・歴史文化環境整備室	都市公園法第16条	D	-	-	都市公園法第16条は、一定の場合を除き、みだりに都市公園の区域の全部又は一部について都市公園を廃止することを禁止して、既設の都市公園の保存を図るために設けられた規定である。	都市公園法第16条は、①都市公園の区域内において都市計画法の規定により公園及び緑地以外の施設に係る都市計画事業が施行される場合、②その他公益上特別の必要がある場合、③廃止される都市公園に代わるべき都市公園が設置される場合、④公園管理者がその土地物件に係る権原を借受けにより取得した都市公園について、当該借契約の終了又は解除によりその権原が消滅した場合のほかは、みだりに都市公園の区域の全部又は一部について都市公園を廃止してはならないとしているものである。提案事項に係る事業については、①、④には該当せず、③を適用することも困難とのことであるが、公園管理者である地方公共団体において、都市公園を廃し当該事業を実施することが公益上特別に必要であると判断される場合には、②に該当し現行法上可能である。当該判断については、当然に客観性を確保しつつ慎重に行う必要があることにご留意頂きたい。
						2回目								
奈良公園観光地域活性化総合特区	旅行業法第11条の2の旅行業務取扱管理者の選任の特例による宿泊施設における旅行商品の企画・販売	4108	旅行業者は営業所ごとに旅行業務取扱管理者を選任することとなっているが、宿泊施設による旅行商品の企画・販売が可能となるよう旅行業務取扱管理者の選任の緩和を行うこと。この緩和措置により、奈良公園の資源を生かした旅行商品の企画・販売が可能となる。ひいては、潜在型観光の推進につながる。	現行の旅行業務取扱管理者の選任という基準では、宿泊施設での負担が大きい。ついで、旅行業法第11条の2第1項を改正し、旅行業務取扱管理者の選任を緩和して頂きたい。	旅行業法第11条の2第1項	1回目	国土交通省	観光庁 観光産業課	旅行業法第11条の2	Z	-	-	-	ホテルが旅行業登録を行って旅行商品を造成しなければならない合理的理由を整理するとともに、提案内容にあるような着地型旅行商品を販売するというビジネスモデルが成り立つか等についての検討を要したところ。
						2回目								

「国と地方の協議」(平成25年秋)新たな規制の特例措置に関する協議結果

総合特区名	提案事項名	整理番号	指定自治体の回答		内閣府整理		
			対応	理由等	内閣府コメント	内閣府整理	
奈良公園観光地域活性化総合特区	古都保存法第8条の特別保存地区内における行為制限の緩和による鹿苑整備の推進	4105	a	現行法令等に対応可能との回答を踏まえ、事業を推進させていただきます。		自治体の要望は実現可能となったため協議終了。	iii
奈良公園観光地域活性化総合特区	都市公園法第16条に規定される都市公園の保存要件の緩和	4106	a	現行法令等に対応可能との回答を踏まえ、客観性を確保しつつ慎重に事業を推進させていただきます。		自治体の要望は実現可能となったため協議終了。	iii
奈良公園観光地域活性化総合特区	旅行業法第11条の2の旅行業務取扱管理者の選任の特例による宿泊施設における旅行商品の企画・販売	4108	d	宿泊施設の旅行業登録による着地型旅行商品の造成・提供のニーズおよびビジネスモデル構築の可能性等について、奈良県において引き続き検討を行います。		要望の実現に向けて、自治体は具体的ニーズ及びビジネスモデル構築の可能性等について更に検討を行うことが必要。一旦協議は終了するが、検討の上、来年度春以降に改めて協議を行うこと。	v